

## 環境配慮推進状況評価表（事業種別）

部局名：       県土整備部

事業種名：       河川・ダム of 整備

### 1 取組の概要

河川の整備については、河川法に基づいて、概ね30年間に整備を実施する区間の計画を定めた「河川整備計画」により実施している。

環境への配慮については、河川整備計画における河川環境の整備と保全に関する事項の中で基本的な取り組みを定めている。

そして、事業を推進するに当たっては、多自然川づくりを基本とし、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、生物の生息・生育環境や多様な河川環境を保全・創出するよう努めることとしている。

### 2 主な成果

河川の縦断方向の連続性を確保し、動植物の生息、生育環境を確保するため、落差工等の魚類の遡上を阻害している工作物について、魚類の移動、生息に配慮して整備している。

### 3 今後の方針

河川整備事業を進めるに当たっては、多自然川づくりを基本とすることとし、河川整備計画に基づいて、動植物の生息・生育環境の保全・創出のための方策を講じることで、河川環境に十分配慮するものとする。

### 4 課題

河川環境の充実のために多自然川づくりの推進をしているところであるが、多自然川づくりに関する計画の作成や、現場の施工における現場担当者の経験や知識が必ずしも十分とは言えず、習熟度のアップが課題である。

### 5 事業一覧

別表-2のとおり

別表—2

個別評価事業一覧

事業年度：平成24年度

部局名：県土整備部

事業種名：河川・ダム of 整備

番号	事業名	配慮事項 ・段階	該 当 チェック数	実 施 チェック数	環境配慮 実施率(%)	総合 評価
1	社会資本整備総合交付金(河川)事業(不老川)	施工段階	31	31	100.0	5
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
	合 計		31	31		

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 県土整備部 課・所・室名 川越県土整備事務所

事業の種類	3. 河川・ダムの整備	事業名	社会資本整備総合交付金（河川）工事（不老川）
事業の規模	河道改修 1.6 km	実施場所	狭山市掘兼地内
計画期間	平成17年度～	段階	施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>県西部地域を流れる一級河川不老川は、上流部の狭山市から下流部の川越市まで住宅が密集している地域が多く、一級河川新河岸川に流れ込む流域面積56.6 km<sup>2</sup>の河川である。</p> <p>このため、現況河道の流下能力が1/2に満たない区間を優先的に1/3の改修断面で施工している。</p> <p>なお、当該箇所は武蔵野の面影を残す田園地帯に隣接しており、河道改修等により河岸の安定を図り、災害を未然に防止し、地域の浸水被害対策の向上を図るものである。</p>			

総合評価	5
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

当該箇所は、豊かな自然に恵まれた田園地域であることから、「不老川かわづくり検討会」を設置し、多自然川づくりによる施工を検討してきた。

流路の線形については、瀬と淵を整備し護岸は親水性を確保しつつ植生や河川環境に配慮した環境ブロックを採用した。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

## 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する

# 別表－１ ３ 河川・ダム の整備に関する環境配慮方針

事業名	社会資本整備総合交付金（河川）工事（不老川）
-----	------------------------

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期				チェック	
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 1</b> 河川の自浄作用の維持、活用に配慮した河川整備を推進する。						
個	① 瀬、淵構造の形成に配慮する。	○	○			
別	② 自然に配慮した護岸、河床の形成に配慮する。	○	○			
事	③ 水制方法を検討する。		○			
項	④ 在来植生に配慮した植樹を図る。	○	○			
	⑤ 木炭浄化機能の利用を検討する。		○			
	⑥ 礫間浄化施設の造成を検討する。		○			
<b>基本的配慮事項 2</b> 環境保全に配慮した施工計画を策定する。						
個	（自然環境の豊かな地域）					
別	① 自然環境に特に配慮すべき内容、資料を確認する。		○	○	✓	✓
事	② 繁殖、産卵時期、豊水期での工事の回避を検討する。		○	○	✓	✓
項	③ 移植、表土保全等の対策内容、箇所、時期の明記を検討する。		○	○	✓	✓
	④ 仮設備計画での配慮計画を検討する。		○	○	✓	✓
	⑤ 保全啓発、各種標識の設置、巡視計画を検討する。			○	✓	✓
	⑥ 建設副産物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	○	✓	✓
	⑦ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○	✓	✓
個	（市街地等住居地域）					
別	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○	✓	✓
事	② 防音、防振対策を検討する。		○	○	✓	✓
項	③ 防塵、水質汚濁対策を検討する。		○	○	✓	✓
	④ 交通対策、沿道騒音、振動対策を検討する。		○	○	✓	✓
	⑤ 工事による近接家屋への影響対策を検討する。		○	○	✓	✓
	⑥ 土砂、排水の近接地への対策を検討する。		○	○	✓	✓
	⑦ 建設副産物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	○	✓	✓
<b>基本的配慮事項 3</b> 廃棄物の削減・リサイクル、自然素材の活用により、リサイクル社会の形成に貢献する。						
個	① 自然素材の活用に配慮する。		○	○	✓	✓
別	② 建設廃棄物の削減とリサイクルを推進する。		○	○	✓	✓
事	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境		○	○	○	✓
項	負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。					✓
<b>基本的配慮事項 4</b> 施工における環境保全に配慮する。						
個	① 工程管理における環境配慮に努める。		○	○	✓	✓
別	② 施工時における環境配慮に努める。			○	✓	✓

事	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓
項	④ 仮設備の配置、設置における環境配慮に努める。		○	○		✓	✓
	⑤ 労務管理における環境配慮に努める。			○		✓	✓

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
<b>基本的配慮事項 1</b> 魚類の遡上・降下に配慮した河川を確保する。							
個別事項	① 魚にやさしい河川横断工作物を検討する。		○				
<b>基本的配慮事項 2</b> 貴重な動植物、身近な動植物による多様な動植物の生息地を保全、創造する。							
個別事項	① 自然の改変の少ない工事に配慮する。		○				
	② さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。		○				
	③ 希少な動植物の移植等による代替生息地の確保に努める。			○			
	④ 河川残地、高水敷等のビオトープ化を検討する。			○			
	⑤ 多様な動植物の生息・生育地の維持、形成に努める。			○			
<b>基本的配慮事項 3</b> 表土を保全し多様な動植物の生育環境を保全、創造する。							
個別事項	① 多様な動植物の生息・生育地の維持、形成に努める。【再掲】			○			
	② 緑豊かな水辺空間の維持、形成に努める。			○	○	✓	✓
	③ 自然素材の活用に配慮する。【再掲】			○	○	✓	✓
<b>基本的配慮事項 4</b> 動物の移動に配慮する。							
個別事項	① 水域等における魚類、両生類等の移動経路の確保に努める。			○	○	✓	✓
	② 高水敷等における動物類の移動経路の確保に努める。			○	○	✓	✓
<b>基本的配慮事項 5</b> 多様な植物の導入による緑豊かな水辺空間を形成する。							
個別事項	① 多様な動植物の生息・生育地の維持、形成に努める。【再掲】			○			
	② 緑豊かな水辺空間の維持、形成に努める。【再掲】			○	○	✓	✓
	③ 多様な水際線の維持、形成に努める。			○	○	✓	✓
<b>基本的配慮事項 6</b> 風土にあった水辺空間を形成する。							
個別事項	① 緑豊かな水辺空間の維持、形成に努める。【再掲】			○	○	✓	✓

別 事 項	② 多様な水際線の維持、形成に努める。【再掲】		○	○		✓	✓
	③ 自然素材の活用に配慮する。【再掲】		○	○		✓	✓
<b>基本的配慮事項 7</b> 事業の完了後も良好な環境の維持を図る。							
個 別 事 項	① 自然環境のモニタリング調査の実施に努める。				○		
	② 導入した自然・施設の保守・改善に努める。				○		

<b>基本方向 3</b> 県民等の自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
	計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施
<b>基本的配慮事項 1</b> 水辺地域の環境学習・環境教育の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個 別 事 項	① 河川環境に関する情報などの提供に努める。				○	
実施率 (b/a (%))					合 計 (a)	合 計 (b)
100.0					31	31

**【記入方法】**

1. 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
2. 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

**【評価基準】**

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容 について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。